

佐賀県告示第 266 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 3 年 7 月 30 日から令和 3 年 8 月 30 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	唐津市相賀字持山 3217 番 1 地先から 唐津市相賀字今新開 2565 番 2 地先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市鎮西町赤木字小倉 4738 番 4 地先から 唐津市鎮西町赤木字小倉 4785 番 2 地先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市鎮西町赤木字小倉 4963 番 1 地先から 唐津市鎮西町丸田字丸田 6903 番 1 地先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市呼子町呼子字高尾 3538 番 6 地先から 唐津市呼子町呼子字高尾 3601 番 6 地先まで	令和 3. 7. 30
	東松浦郡玄海町大字牟形字後谷 1828 番 3 地先から 東松浦郡玄海町大字牟形字牟形 1100 番 1 地先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市肥前町万賀里川字向田 275 番 1 地 先から 唐津市肥前町万賀里川字綿打 141 番 4 地 先まで	令和 3. 7. 30
	唐津市唐川字高峯 53 番 2 地先から 唐津市唐川字西ノ吹 759 番 1 地先まで	令和 3. 7. 30
	一般国道 323 号	唐津市七山馬川字谷口 14 番 1 地先から 唐津市七山馬川字谷口 10 番 2 地先まで
唐津市七山馬川字谷口 195 番 2 地先から		令和 3. 7. 30

唐津市七山馬川字下ノ門 220 番 1 地先まで	
唐津市七山馬川字下ノ門 411 番 1 地先から 唐津市七山馬川字下ノ門 428 番地先まで	令和 3. 7. 30
唐津市七山仁部字鮎埴 1257 番 1 地先から 唐津市七山仁部字船木 1440 番 1 地先まで	令和 3. 7. 30